|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 国連 | CRPD/C/GBR/CO/1 |
| _unlogo | **障害者権利条約**  | Distr.: General2017年10月3日原本: 英語 |

**障害者権利委員会**

 英国（グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国）の初回報告に関する総括所見[[1]](#footnote-1)\*

Concluding observations on the initial report of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland

 I. はじめに

1. 委員会は、2017年8月23, 24日に開催された第348回および第349回会議（CRPD / C / SR.348および349を参照）で、英国の初回報告（CRPD / C / GBR / 1）を検討した。2017年8月29日に開催された第356回会議で、この総括所見を採択した。

2. 委員会は、委員会の報告ガイドラインに従って作成された締約国の初回報告を歓迎する。また、委員会が作成した事前質問事項（CRPD / C / GBR / Q / 1）に対する締約国の書面による回答（CRPD / C / GBR / Q / 1 / Add.1）を高く評価する。さらに、委員会によって口頭で提起された質問に対し提供された説明を高く評価する。

3. 委員会は、報告書の検討中に行われた建設的な対話を評価し、締約国の代表団を称賛する。これには、英国政府のさまざまな部門の代表者、北アイルランドの当局、スコットランドとウェールズの政府が含まれる。

 II. ポジティブな側面

4. 委員会は、締約国が条約第12条（4）の留保を撤回したことを称賛する。

5. 委員会は、スコットランドで2016年に成立した条約を実施するための全国行動計画、およびスコットランドの社会保障制度など、条約の異なる側面を発展させる、障害者組織が関与した立法および政策措置の採用に関する情報を歓迎する。また、障害者のアクセシビリティに関する規定が含まれているスコットランドのアクセシブルな移動構想が2016年に採用されたこと、および社会サービスと健康のための構想を規定する2014年の社会福祉（ウェールズ）法を歓迎する。

 III. 主な懸念事項と勧告事項

 A. 一般原則と義務（第1〜4条）

6. 委員会は、条約の適用地域の拡大のための英国直轄領および海外領土への締約国政府の支援に関する情報を歓迎する。ただし、次の点に留意して観察する：

(a) その管轄および/または管理下にあるすべての地域、権限委譲された政府及び領土内の、すべての政策分野およびレベルにおける条約の国内法への不十分な組み入れおよび不均等な実施；

(b) 障害の人権モデルおよび発展する障害の概念の理解、適応、および適用における締約国全体の一貫性の欠如；

(c) 法の内容と慣行を条約と調和させるための、権限委譲された政府を含む締約国における法律と政策の包括的かつ横断的な再検討の欠如；

(d) 障害者を差別する既存の法律、規制、慣行。

(e) 欧州連合条約第50条が発動されたときに障害者が悪影響を受けるのを防ぐために締約国によって実施される政策、プログラム、および措置に関する情報の欠如。

**7. 委員会は、締約国に以下を勧告する**

1. **条約違反に対する国内の救済へのアクセスを意識しつつ、条約を国内法制に組み込むこと、すべての権限委譲された政府を含む締約国全体の政策およびプログラムにおいて、条約に定められている義務に対する適切で包括的な対応を導入すること。**
2. **条約を拡張し、海外領土での実施を支援する取り組みの強化**
3. **条約第1条に沿って、障害の概念を実行する法的拘束力のある手段を採用し、すべての政策分野、およびその管理下にあるすべての権限委譲された政府および管轄区域および/または領土のすべてのレベルおよび地域にわたって、新規および既存の法律に障害の人権モデルが組み込まれていることを確認する**
4. **条約第1条に整合するよう法律と政策の包括的な横断的レビューを実施し、法的枠組みによる、障害を理由とする差別からの障害者の保護を保障する。締約国は、このプロセスに障害者組織と国内人権機関を関与させるべきである；**
5. **障害者に対する差別となる法律、規制、慣習および慣行を廃止し、障害者の平等な保護を確保することを目的とした、十分な財源を備えた測定可能な戦略枠組みおよび行動計画を策定するプロセスを促進する。**

**(f) 障害者団体と緊密に協議し、欧州連合条約第50条を発動する決定によって障害者に否定的な結果がもたらされることを防ぐ。**

8. 委員会は、特に北アイルランドおよびその管轄権および/または管轄下の地域における障害者の包含および生活状況の評価および十分な対処を目的とした締約国主導の取り組みの欠如を懸念している。

**9. 委員会は、締約国が情報を収集し、すべての障害者の生活条件を改善するための戦略的かつ測定可能な行動計画を採択することを勧告する。これには、北アイルランドおよびその管轄権および/または管轄下の地域の当局との緊密な協力も含まれる。**

10. 委員会は以下について懸念している：

 (a) 障害のある女性、子ども、インターセックスの人を代表する組織を含む、障害者組織が支援にアクセスしたり、協議を受けたり、条約の実施に積極的に関与するうえで直面している課題；

 (b) 「可能性の発揮：実現させる」と題された戦略などの条約のすべての分野における政策と立法に関する意思決定プロセスに関し、障害者のすべての組織が効果的な参加を確保するための十分な仕組みの欠如。

**11. 委員会は、締約国が以下を行うことを勧告する：**

**(a) 障害のある女性や子どもを含む障害のある人を代表する組織を支援するために財源を割り当て、女性、子ども、インターセックスの人を含む障害者組織が障害者の生活に影響を与えるすべての法律および措置の計画と実施への、包括的、戦略的かつ積極的な関与を確保する仕組みを開発する；**

**（b）客観的で測定可能、予算がつき、監視も行われる戦略的行動計画によって締約国全体において条約を実施することを目的とした、戦略的政策の設計および実施に対する、障害者組織の全面的な参加を確保する仕組みを確立する。**

 B. 具体的な権利（第5〜30条）B.

 平等と非差別（第5条）

12. 委員会は、障害のある人が他の人よりも価値の低い人生を送るとおとしめる社会の認識および、胎児の機能障害に基づくあらゆる段階での妊娠中絶を懸念する。

**13. 委員会は、締約国が中絶法を適宜改正することを勧告する。胎児の欠陥を理由にした選択的中絶を合法化することなく、女性の生殖および性的自立の権利は尊重されるべきである。**

14. 委員会は、締約国の差別禁止法が、住宅へのアクセスを含め包括的かつ適切な保護、特に複合的そして交差的差別に対する保護を提供していないことを懸念している。また、障害者に対する差別の事例を裁定する際に司法によって採択された裁定の低いレベルの救済についても懸念している。

**15. 委員会は、締約国が、持続可能な開発目標の目標10に合致し、ターゲット10.2および10.3に見合うよう、性別、年齢、人種、障害、移民、難民および/またはその他の地位に基づく複合的及び交差的差別からの保護を国内法に明示的に組み込み、被害者への適切な補償と救済、および違反の重大度に比例した制裁を行うよう勧告する。**

16. 委員会は、2010年の平等法に基づく居住用財産の共有部分に対し合理的配慮（reasonable adjustments）を行う義務がまだ施行されておらず、北アイルランドに住む障害者が直接的および間接的な障害に基づく差別、および障害者の関係者であることによる差別から適切に保護されていないことを懸念する。

**17. 委員会は、締約国が以下を行うことを勧告する。**

 **(a) 差別禁止法を条約に沿ったものにし、住宅セクターにおける合理的配慮に関するものを含む、2010年平等法のすべての法律規定を施行するプロセスを加速する。**

 **(b) 北アイルランド政府が設置されたら、適切な機関を通じて必要な措置を講じ、北アイルランド平等委員会による、北アイルランドの障害者を直接的および間接的な障害に基づく差別、および障害者の関係者を通じての差別（discrimination through association）から保護するために作成された2012年の障害者保護強化レポートの勧告を，北アイルランド内閣の障害者権利法改革に反映させる。**

 障害のある女性（第6条）

18. 委員会は、障害のある女性と少女の権利がジェンダーの平等と障害の両方の課題に体系的に主流化されていないことを懸念する。委員会はまた、障害のある女性や少女に対する複合的および交差的差別の影響に関する評価と利用可能なデータが欠如していることを懸念する。

**19. 委員会は、締約国が、障害のある女性と少女の団体と緊密に協議し、障害のある女性と少女の権利を障害政策および男女平等政策に主流化することを勧告する。また、締約国が、障害のある女性と少女に関する委員会の一般的意見第3号（2016年）および持続可能な開発目標のターゲット5.1、5.2、5.5に沿って、障害のある女性と少女、特に知的障害および/または心理社会的障害のある人たちを、教育、雇用、医療、司法へのアクセス、そして貧困と暴力の観点から複合的および交差的差別から守るため、分類されたデータを含む、包括的かつ的を絞った対策を導入するよう勧告する。**

 **障害児（第7条）**

20. 委員会は以下について懸念する。

 (a) 障害のある子どもを持つ多くの家族の貧困に対処する政策枠組みの欠如。

 (b) 障害の人権モデルを障害のある子どもや若者に関する公共政策や法律に取り入れていないこと。

 (c) 特に学校の障害児に対するいじめに関する監視の仕組みと信頼できる指標の欠如

 (d) 公的機関が障害児の適切なケアを確保するための一般的な法的義務の欠如。

 (e) 障害児に対するいじめ、差別的発言、ヘイトクライムの増加が報告されていること。

**21.委員会は、締約国が、障害のある子どもを代表する組織と緊密に協議し、以下を目的とした政策を作り、実施することを勧告する。**

**(a) 障害のある子どもを持つ家族に見られる、高い割合の貧困をなくす。**

**(b) 障害の人権モデルを、障害のある子どもに関するすべての法律および規制に組み込む。**

**(c) 学校で障害のある子ども、特にいじめに直面している子どもの状況を信頼できる指標で評価するための独立した監視の仕組みを設立する。**

**(d) 締約国全体の法的義務として、十分かつ障害に配慮した児童ケアを確保する。**

**(f) 障害のある子どもに対するいじめ、ヘイトスピーチ、ヘイト犯罪を防止するための手段を強化する。**

  意識向上（第8条）

22.　委員会は、障害のある人、特に知的障害および/または心理社会的障害のある人、および認知症やアルツハイマー病などの神経学的および認知面の問題のある人に対する否定的な態度、固定観念および偏見の持続、および彼らの社会的保護の権利について懸念している。

**23. 委員会は、締約国が障害者団体と緊密に協力し、障害者、特に知的および/または心理社会的障害者、および認知症やアルツハイマー病などの神経学的および認知面の問題のある人に対する否定的な固定観念と、偏見の排除を目的とした意識向上キャンペーンを強化することを勧告する。そのために、締約国は、障害の人権モデルに基づいて、さまざまな聴衆に対する、マスメディア戦略とキャンペーンを含めるべきである。**

 アクセシビリティ（第9条）

24. 委員会は、都市部および農村部における、とくに、物理的環境、手頃な価格の住宅、情報通信技術（ICT）、輸送および情報に関する、拘束力があり実施されているアクセス可能な基準の範囲、内容、数の不足を懸念している。緊縮財政措置が障害のある者のアクセシビリティの向上を妨げていることも懸念している。

**25. 委員会は締約国が障害者の組織と緊密に協力し、次のことを行うよう勧告する：**

**(a) 拘束力のあるアクセシビリティ基準の観点から、条約のすべての分野、とりわけ手頃な価格でかつアクセス可能な物理的環境、住宅、ICT、情報様式、緊急サービスを含む輸送インフラストラクチャ、都市部と農村部における緑化地域や公共スペースについて、締約国の中の顕著な格差を特定する。そして基準を確実に満たす。**

**(b) 条約第9条とアクセシビリティに関する委員会の一般的意見No. 2（2014）と、持続可能な開発目標のターゲット9、11.2および11.7の関連に注意を払う。**

**(c) アクセシビリティを通じての完全な包含に向けた発展を監視し、アクセシビリティ規制の違反に対して制裁する。**

 生命の権利（第10条）

26. 委員会は生命維持治療およびケアの終了または中止に適用される代理意思決定が、社会の平等かつ貢献しているメンバーである障害者の生命に対する権利と矛盾することを、懸念とともに留意する。

**27. 委員会は、締約国が、「良い、まともな命」を持っていないという障害のある人に対する認識を排除し、障害者は他の人と同等であり、人類の多様性の一部であると認識することを目的とした行動計画を採択することを勧告する。また、締約国が生命維持治療および/またはケアへのアクセスを確保することを勧告する。**

 危険な状況と人道的緊急事態（第11条）

28. 　委員会は、洪水や火災を含む緊急事態における障害者への影響を懸念している。また災害リスク軽減の計画、実施、監視プロセスに障害者を含める包括的政策の欠如を懸念している。

**29. 委員会は、締約国が以下を行うことを勧告する。**

**(a) 仙台防災枠組に沿い、かつ障害者団体との緊密な協議を経たうえで、すべての危険な状況で障害者のアクセシビリテイとインクルージョンを提供する、包括的災害リスク削減計画および戦略を採用する**

**(b) 人道的活動における障害者の包含に関する憲章に注意を払いながら、すべての人道援助経路において障害を主流にし、リスクと人道的緊急事態における援助配分の優先順位の設定に障害者の組織を関与させる。**

**(c) すべての障害者がアクセスできる、人道的緊急事態のときの情報および警告システムを開発する。**

**(d) 障害者の組織が地域レベルの緊急事態対応チーム（resilience team）に参加し、災害への備えと計画に関する助言、政策およびガイドラインの策定に積極的な役割を果たすことを保証する。**

 法律の前でのの平等な承認（第12条）

30. 委員会は以下について懸念する。

(a) 締約国の法律が、実際のまたは見なされた機能障害に基づいて障害者の法的能力を制限していること。

(b) 法律および実務における代替意思決定の広がり、および障害者の自律性、意思および選好を完全に尊重する個別的な支援付き意思決定の権利に対する完全な認識の欠如;

(c) 心理社会的および知的障害のあるすべての亡命希望者および難民が法的能力を行使する際の支援が十分でないこと。

(d) 意志に反して強制拘禁されたり治療されたりしている、障害のある黒人が多くいること。

**31. 委員会は締結国が、法の前の平等な認識に関する委員会の一般的意見第1号（2014年）に沿って、黒人および少数民族グループの代表を含む障害者団体と緊密に協議し、精神能力法と精神衛生法の両面で新しい政策を開始するために、条約に従って現行法を見直し、新しい法律を採択することにより、すべての分野と生活領域に関するあらゆる形態の代替意思決定を廃止することを勧告する。委員会は締結国が、支援付き意思決定制度の領域における研究、データ、および優れた実践を促進するための取り組みを強化し、この制度の発展を加速することを要請する。締約国が障害のある亡命希望者と難民が条約に記されているすべての権利を行使できることを確保することを勧告する。**

 司法へのアクセス（第13条）

32. 委員会は以下について懸念する。

1. 障害者の人権に対する司法当局と法執行当局の認識レベルの低さ
2. 法的能力と司法へのアクセスの際に適切な支援を受けていない心理社会的および/または知的障害のある人がいるとの報告。
3. イングランドおよびウェールズにおける2012年法律扶助、判決および犯罪者の処罰法の結果、および締約国における雇用裁判所の手数料の導入の結果生まれた、民事法的援助にアクセスする際に障害者が直面する障壁。
4. 規制によって、聴覚障害者が法廷における手続きへの参加から除外されていること、また、パーソナルアシスタント/通訳者が手続き的配慮とはみなされていないという事実。

**33. 委員会は、締約国が障害者の団体と密接に協力して次のことを行うことを勧告する**

1. **裁判官、検察官、警察官および刑務所職員を含む司法および法執行職員の障害者の権利に関する能力開発プログラムを作り、実施する**

**(b) ガイドラインと適切な資源を用いて、障害のある人、特に知的障害および/または心理社会的障害のある人の意志と選択を尊重することに焦点を当てた司法手続きにおける意思決定体制を設計および導入する**

**(c) 雇用裁判所の手数料に関する2017年7月26日の最高裁判所の判決 (*R (UNISONの適用) (控訴人) v. 首相(被告)*) を念頭に置き、法律のあらゆる分野において、障害のある人に無料または手頃な法律扶助を提供し、裁判所や雇用裁判所にアクセスするための料金を無料にする。**

**(d) すべての障害者が、権利を享受し、司法制度内で適切な手続き的配慮を提供され、特にろう者が手話言語通訳の利用を通じ、陪審員として裁判手続に完全かつ均等に参加できるようにする。**

**(e) 障害のある人が裁判官、検察官、またはその他の役職として司法制度内で働き、全ての必要な支援を受けられるようにするための措置を講じる。**

 身体の自由および安全（第14条）

34. 委員会は締約国の法律が、実際のまたは見なされた機能障害に基づき、病院の内外で非自発的、強制的治療および拘禁を規定していることを懸念している。

**35. 委員会は、締約国が以下を行うことを勧告する：**

**(a) 実際のまたは見なされた機能障害に基づく、障害のある人への、合意のない、非自発的、強制的な治療と拘留を許可する法律および慣行を廃止する。**

**(b) 施設内における障害者へのあらゆる形態の虐待を調査し排除するために、適切な措置を講じる。**

 拷問や残酷かつ非人道的または品位を傷つける扱い、処罰からの自由（第15条）

36. 委員会は、障害者に対するテーザー（高圧電流）銃および類似した武器の使用を含む、物理的、機械的および化学的抑制が継続して使用されていることを懸念している。これは分離と隔離の慣行とともに、刑務所や青少年司法制度、医療および教育の場にいる心理社会的障害のある人に影響を与える。委員会は、これらの措置が障害のある黒人や他の少数民族に属する人にとくに高い割合で行われていることを深く懸念している。また、締約国にはこれらの慣行を見直す統一した手法が存在していないことも懸念している。委員会はさらに、合意の伴わない電気けいれん療法が、権限委譲された政府、特に北アイルランドで行われていること、そしてイングランドとウェールズでの過剰な抗精神薬について懸念している。

**37. 委員会は、締約国が以下を行うことを勧告する：**

**(a) あらゆる施設において、障害に関連する理由によって拘束を行うことを根絶するための適切な手段を導入し、障害者に対するテーザー銃の使用のみならず拷問または非人道的または品位を傷つける扱いになりかねない分離および隔離の慣行を防ぐ。**

**(b) 障害のある子どもや若者に対する拘束の使用を特定し防止するために、監視当局および国内人権機関と協力して戦略を策定する。**

**(c) 「精神的健康状態のある成人の拘留における死亡の防止」と題された、平等および人権委員会が行った2015年2月の調査の報告書に記載されている傑出した勧告を実施する。**

**（d）あらゆる地域で、全ての形態の機能障害を理由とする合意なき電気けいれん療法の使用を禁止し、保護措置が人権モデルに基づいており、医学的基準に限定されないことを保証し、適切な当局を通じて、特に北アイルランドでこの発展を監視することが必要である。**

 搾取、暴力、虐待からの解放（第16条）

38. 委員会は、障害のある女性、子ども、インターセックスの人、高齢者への虐待、性暴力、搾取を懸念するとともに、障害者に対するあらゆる形態の搾取、暴力、虐待を防止するための対策が不十分であることを懸念する。また、障害のヘイトクライムの報告があること、一貫したデータ収集がないこと、特にイングランドとウェールズで、さまざまな種類のヘイトクライムの判決のための法的規定に格差があることを懸念する。

**39. 委員会は、締約国が持続可能な開発目標のターゲット16.3に沿って、障害者組織と緊密に協力して次のことを行うことを勧告する。**

 **（a）障害のある人、特に障害のある女性、子供、インターセックスの人、高齢者の司法への平等なアクセスを確保し虐待、性暴力、搾取から保護するための対策を確立する。**

 **(b) 障害ヘイトクライムの犯罪を包括的に定義し、適切な訴追と有罪判決を確実に行う。**

 **(c) 障害者にサービスを提供することを目的とするすべての施設とプログラムが、条約第16条（3）に従って独立した機関によって効果的に監視されることを保証する。**

 個人をそのままの状態で保護すること（第17条）

40. 委員会は、女性、インターセックスの人、少女、少年を含む障害者が、強制的な不妊手術や転換手術を含む合意なき医療を受け続けているという報告を懸念している。

**41. 委員会は締約国政府が、女性、インターセックスの人、少女、少年に配慮しつつ、あらゆる形態の強制介入または手術を許可するすべての種類の法律、規制、および慣行を廃止し、治療に対する自由で事前のインフォームドコンセントの権利が確保され、支援付き意思決定メカニズムおよび強化された保護手段が提供されることを保証することを勧告する。**

**移動と国籍の自由（第18条）**

42. 委員会は、締約国が条約第18条の留保を継続していることを懸念している。

**43.委員会は、締約国が条約第18条の留保を撤回することを勧告する。**

**自立した生活と、地域社会への包含（19条）**

44. 委員会は以下について懸念する

(a) 締約国の法律が、自立した生活と地域社会に参加することを、個々人の自律や統制、選択を権利の本質的な側面とする人権として認めていないという事実。

（b）住宅、家計収入、自立生活予算に関連する社会保護事業の削減のみならず、自立生活基金の閉鎖といった、地域社会で自立して生活する能力に影響を与える政策と措置。

(c) 自立生活を支援する責任が、適切で使途を絞った予算の割り当てなしに、地方分権政府および地方自治体に移譲されたという事実。

(d) 以下のような理由で多くの障害者が依然として施設に入れられ、自立生活および地域社会に参加する権利を奪われているという事実。

（i）パーソナルアシスタンスのための財源が不足している；

(ii) 地方自治体がケアホーム内で支援を提供できるという意見を持っている；

(iii) コストが評価の主要パラメータとなっている。

(e) 性別、ジェンダー、年齢、その他の状況に関係なく障害者が自立して、そして地域社会で生活するための、パーソナルアシスタンスを含む支援サービスとアクセス可能な公共施設の欠如。

**45. 委員会は、締結国が独立した生活と地域社会への包含に関する委員会の一般的意見No. 5 (2017年)および条約の選択議定書第6条に基づいて行われた英国に関する委員会の調査の報告書に沿って、次のことを実行するよう勧告する。**

1. **自立生活し、地域社会に参加することを主体的権利として認識し、そのすべての要素の法的強制力を認識し、権利に基づく政策、規制、およびガイドラインを採用して、確実に実施する。**
2. **社会的支援と自立生活の分野で、十分な資金と適切な戦略を通じて、政策改革の悪影響に対処し防止するために、障害者の組織と密接に協議して定期的な評価を実施する。**
3. **障害のある人が自立して生活し、地域社会に参加し、自分たちの住居の場所やどこで誰と住むかを選択する権利を行使することを可能にするため、適切な資源を継続的に割り当てられるように、適切で十分な、使途を絞った予算を権限委譲された政府を含む地方政府および行政機関に提供する**
4. **障害者の脱施設化を目指し、障害者団体との緊密な協力のもとで作成される包括的な計画を立て、教育、児童ケア、輸送、住宅、雇用、社会保障を含む全体的かつ横断的なアプローチを通じて地域に根ざした自立生活スキームを開発する。**

**(e） 支援サービスが利用可能で、アクセス可能で、手頃な値段で、受け入れやすく、適応可能で、都市部と農村部のすべての障害者のそれぞれの異なる生活状況に配慮したものとなるよう、十分な資源を割り当てる。**

**表現と意見の自由、および情報へのアクセス（第21条）**

46. 委員会は以下の事項を懸念する

1. 公共サービスおよび当局からのアクセシブルな情報の不足、およびWebサイトをアクセス可能にし、またICTのアクセシビリティを監視するため義務的基準の不十分さ。
2. 手話言語通訳者の教育と訓練のための資源が不十分であり、特に教育、雇用、医療、余暇活動に関し、高品質かつ教育を受けた質の高い手話言語通訳者の利用可能性及びアクセスの不足
3. ろう者や難聴者の地域社会への参加のための、家族、クラスメート、同僚への質の高い手話コミュニケーションの訓練と教育のよりよい提供の不足。

**47. 委員会は締約国に、障害者を代表する組織と協議して、次のことを行うことを勧告する**

1. **ICTに基づく情報チャネルへの義務的アクセシビリティ基準の実施における顕著な問題点を特定する**
2. **法律が条約に従い、ろう者および難聴者のすべての生活分野における質の高い手話言語通訳および他の形態の代替コミュニケーションの権利を規定することを保障する。**
3. **聴覚障害のある子供、その家族およびその他、例えば同級生や同僚などに対する、英国手話言語と触覚言語の教育のための資源を割り当てる。**

 プライバシーと家族の尊重（第23条）

48. 委員会は、障害のある親が適切なサービスや支援を受けられず、その結果、子どもが家庭環境から引き離され、里親、グループホーム、または施設に置かれることを懸念している。また、ろう児の親が手話言語を学ぶための十分な資金がないことも懸念している。

**49. 委員会は、締約国が以下を行うことを勧告する：**

1. **障害のある親が両親としての役割を効果的に果たすための適切な支援を確保し、障害が子供をケアに委ねたり、家庭から離したりする理由に使われないよう保証する。**
2. **地方自治体には、手話言語を学びたい親に資金を割り当てて提供する法的義務があることを確認する。**

 教育（第24条）

50. 委員会は、新しい証拠または研究結果に関連する条約第24条の(2)(a)および(b)への留保について締約国から提供された情報に留意する。

**51. 委員会は、締約国がこれ以上の遅滞なく条約第24条(2)(a)および(b)への留保を撤回することを勧告する。**

52. 委員会は次のことを懸念する。

1. 保護者の選択によるものを含め、障害児を特殊学校に分離する二重教育システムの持続。
2. 分離された教育環境に置かれている障害のある子どもの増加。
3. 教育システムが高品質のインクルーシブ教育の要件に対応して整備されていないという事実、特に学校当局が「他のクラスメートを混乱させる」とみなして、障害のある生徒を入学させることを拒否しているという報告
4. 教師へのインクルージョン能力の教育と訓練が、インクルーシブ教育の要件を反映していないという事実。

**53. 委員会は締約国に、障害者の組織、特に障害のある子どもや若者を代表する組織と密接に協議し、また、インクルーシブ教育の権利に関する委員会の一般的意見No.4（2014年）と持続可能な開発目標のターゲット4.5と4.8に沿って、次のことを行うよう勧告する。**

1. **インクルーシブ教育と行程表のための包括的かつ協調的な立法および政策枠組みを発展させることで、一般校が学校環境において障害のある子どもの真の包含を促進し、教師やその他すべての専門職や子どもと接触している人々がインクルージョンの概念を理解でき、インクルーシブ教育を強化することができるよう保証する。**
2. **障害のある子どもの入学に関する学校の実践を監視するための措置を強化し、障害に関連した差別および嫌がらせの場合の補償制度の決定を含む適切な救済策を提供する。**
3. **インクルーシブ教育の増加と改良のために、一貫したかつ十分な資金のある戦略を、具体的な行程表と測定可能なゴールとともに採用し実施する。戦略は以下を備えていなければならない：**
4. **授業の間の休憩時間及び“教育時間”外の交流を含む高品質インクルーシブ環境のために提供される、全てのレベルの教育機能を含む教室でのインクルーシブ教育の範囲と品質、支援の提供、教育能力を含む教員研修を改善するための法律、法令および規制を確実に遂行する**
5. **障害のある子どもを持つ親へのインクルーシブ教育に関する啓発と支援の活動を立ち上げる。**
6. **機能障害、年齢、性別、民族的背景で細分化されたインクルーシブおよび分離教育を受けている生徒の数、および学生の能力を反映した教育の結果に関する十分な関連データを提供する**

 健康（第25条）

54. 委員会は、委譲政府下を含む締約国全体の医療への不平等なアクセスおよび、以下について懸念している。

* + 1. 例えば設備、訓練や治療器具、薬や生活用品、情報やコミュニケーションの手段にアクセスできないこと、診療所やヘルスケア専門職、病院、歯科医、婦人科医や産科医の利用しにくさというような、障害のある人にとっての、一般の健康サービスへのアクセスへの、制度的、身体的、態度および/またはコミュニケーションの障壁
		2. 障害者が個人的な健康関連データを管理する際のプライバシーの確保への障壁。
		3. 性と生殖の医療ケアサービスへのアクセスへの複数の障壁、および障害のある人、特に女性と少女のためのアクセシブルな形式での家族計画に関する情報と教育の不足
		4. 知的障害または心理社会的障害のある人を蘇生させる試みが行われなかった症例の報告。
		5. 特に北アイルランドにおける障害者の自殺率。

**55. 委員会は、締約国が障害者の代表的な組織と密接に協力し、次のことを行うことを勧告する。**

* + 1. **特に知的障害および/または心理社会的障害のある人、ならびに神経および認知症状のある人に関連して、医療ケアとサービスへのアクセスにおける障壁をなくすことを目的とした、目標設定され、測定可能で、資金調達の伴う行動計画を策定し、その進捗を監視および測定する。**
		2. **健康に関する情報に関し、障害のある人のプライバシーに対する権利を尊重する医療サービスのプロトコル（標準の手順）を設定する。**
		3. **持続可能な開発目標のターゲット3.7に定められているように、性的および生殖の医療ケアサービスへの平等なアクセスを確保し、障害者の家族計画に関する情報と教育を分かりやすい版を含むアクセシブルな様式で提供する。**
		4. **「蘇生処置拒否」命令に関する指針と基準に設定された標準を、他者と同等に障害者に実施する義務を、医療専門家に負わせる。**
		5. **障害のある人、特に知的障害および/または心理社会的障害のある人の高い自殺率に取り組む。**

 仕事と雇用（第27条）

56. 委員会は以下について懸念する。

1. 障害者、特に女性、心理社会的および知的障害のある人、ならびに視覚障害のある人に影響している、持続的な雇用格差と同等の価値の仕事に対する賃金格差
2. 職場での非差別に関する欧州連合指令2000/78/ECに含まれている義務にもかかわらず、障害者が開かれた労働市場での雇用にアクセスできることを保証するための積極的措置と合理的配慮の提供が不十分であること
3. 「雇用および支援手当」に関連するプロセスおよび作業能力評価が、障害者の直面する社会の障壁と機能障害との間の相互作用を認識するよりむしろ、技術と能力の機能的評価を重視するという事実。
4. 締約国による条約第27条への留保の保持。これは、軍事に積極的に関与している障害者にとくに強く影響する。

**57. 委員会は、締約国が障害者団体と緊密に協力し、また、条約の選択議定書の第6条に基づいて行われた英国に関する委員会の調査報告書に沿って以下を実施するよう勧告する。**

* + 1. **障害者のために100万の仕事を創出するという締約国の目標を念頭に置き、そして同等の価値の仕事に対して同じ賃金を確実にし、特に障害のある女性、心理社会的および知的障害のある人、視覚障害のある人に焦点を当て、すべての障害者に働きがいのある人間らしい仕事を保証するための効果的な障害者雇用政策を開発・採択し、その発展を監視する。**
		2. **職場でそれを必要とするすべての障害者に合理的配慮が提供されていること、雇用主と障害のない従業員が合理的配慮に関する定期的なトレーニングを受けることができること、そして合理的配慮が受け入れられなかった場合に、防止効果のある有効な制裁措置が講じられていること。**
		3. **作業能力評価を含む、作業能力を評価するプロセスの法的および管理上要件が障害の人権モデルと一致していることを確保し、評価を行う人が資格を所持しそのモデルについて適切な訓練を受けていることを確保し、アセスメントが、仕事に関連することのみならず他の個人的な状況を考慮に入れていることを確保する。また締約国は、仕事にアクセスするために必要な調整と支援および資金援助が提供され、それらが求職活動を実施する際に制裁または条件付きでないことを保証する必要がある。**

**(d) 条約第27条のの留保を撤回する。**

**(e) 条約第27条と持続可能な開発目標のターゲット8.5の関連に留意すること。**

 適切な生活基準と社会保護（第28条）

58.委員会は以下について懸念する。

* + 1. 2008/09年の金融危機の結果として導入された緊縮政策と貧困対策の影響により、特に障害のある子供を持つ家族に、フードバンクへの依存度の上昇を含む深刻な経済的制約が生じた。
		2. 特に社会的支援、失業手当、自立手当およびユニバーサルクレジットの支給額の減少、ならびに障害関連費用の補償が不十分であることによる障害者の生活水準への悪影響
		3. 社会的保護および支援の受給資格基準および地域差、および障害関連手当の受給者の数を減らし、多くの障害者とその家族の生活水準に悪影響を与えた個人自立手当（Personal Independence Payment）の導入
		4. 雇用および支援手当の条件と制裁が障害者に及ぼす悪影響、および再検討と取り消し手続きへのアクセスしにくさ。

**59. 委員会は、締約国が、すべての領土の障害者団体と緊密に協力して、条約の選択議定書第6条に基づいて実施された英国に関する調査についての委員会の報告、条約の第28条、および持続可能な開発目標の実施ターゲット10.2を指針とし、次のことを実施することを勧告する。**

1. **障害に関連する追加費用を考慮に入れ、障害者が親としての責任を行使できるようにすることで、締約国全体の社会保護政策とプログラムがすべての障害者とその家族の所得水準を確実に確保できるようにするための法的枠組みを導入、採用、実施する。締約国は、新しい雇用および支援手当の仕事関連の活動グループのメンバーが障害関連の費用の完全な補償にアクセスできることを確認する必要がある。**
2. **分類されたデータに基づいて、障害者の社会保護システムの最近および今後の改革の累積影響評価を実施し、障害者の組織と密接に協力して、生活水準の後退に取り組むための措置を定義、実施および監視し、締約国全体の政策策定の基礎として累積影響評価を使用する**
3. **2017年の個人自立手当（修正）規則を廃止し、個人自立手当、雇用支援手当、およびユニバーサルクレジットにアクセスするための適格基準と評価が障害の人権モデルに沿っていることを確認する。**
4. **地方自治体が障害者への支援および責任を果たし、北アイルランドにおける社会保障改革の悪影響を緩和するための支援パッケージを拡大するための予算配分が十分であることを確認する**
5. **雇用および支援手当に関する条件と制裁の仕組みを見直し、障害者の精神保健と状況の否定的な結果に取り組む**

 政治および公的な活動への参加（第29条）

60. 委員会は、投票、秘密投票、自分が選択した補助者の支援を受ける権利の行使を促進することを目的とした、選挙サイクルのすべての段階における障害者のアクセシビリティと合理的配慮に関する情報の不足に懸念を抱いている。また、選挙で選ばれる公職に立候補している、公職に選出された障害者の数が少ないことも懸念している。

**61. 委員会は締約国に、障害者の組織と緊密に協議し、障害の種類に関係なく障害者のアクセシビリティを確保するための適切な措置を講じ、障害者が投票する権利を制限する規定を撤廃すること、普遍的かつ秘密の選挙権の可能性と権利を保証する合理的配慮の提供を確保することを勧告する。**

**文化生活、レクリエーション、レジャー、スポーツへの参加（第30条）**

62. 委員会は、締約国が、盲人、視覚障害者、またはその他の印刷物の利用に障害のある人のための出版物へのアクセスを促進するマラケシュ条約を批准していないことを懸念している。また、障害者とその家族、友人、パーソナルアシスタントのための個別の座席を備えたスポーツスタジアム、および国連教育科学文化機関（UNESCO）に国家遺産と認定されたものを含む遺跡へのアクセシビリティの低さも懸念している。

**63. 委員会は、締約国が以下を行うことを勧告する：**

* + 1. **盲人、視覚障害者、またはその他の印刷物の利用に障害のある人の出版物へのアクセスを促進するために、マラケシュ条約を批准および実施するために必要なすべての措置を講じる。**
		2. **障害者がすべてのスポーツ施設とユネスコの遺産を含む遺跡にインクルーシブに参加できるようにする法律、規制、基準を実施するための、資源と測定可能な目標を備えた具体的な行動計画を採用する**

 C. 特定の義務

 統計とデータ収集（第31条）

64. 委員会は、障害者の状況に関する締約国全体の統一されたデータ収集システムと指標の欠如を懸念している。一般人口に関する調査と国勢調査の分類されたデータの収集が限られていることを認識している。

**65. 委員会は締約国が持続可能な開発目標17に沿って、特に収入、性別、年齢、ジェンダー、人種、民族、移住、亡命、難民の地位、障害、地理的位置、およびすべての一般的な人口調査および国勢調査を含む、国の状況に関連するその他の指標で分類された、高品質でタイムリーで信頼性の高いデータの項目の、可用性を大幅に向上させることを勧告する。また締約国が、比較可能な障害統計の収集のために障害統計に関するワシントングループが開発した一連の質問とツールを使用することを勧告する。**

 国際協力（第32条）

66. 委員会は、まだ締約国が、そのすべての国際協力および開発プログラム全体において、障害者の権利を体系的に主流化していないことを懸念している。

**67. 委員会は締約国が、それが行われている国の障害者の組織と密接に協力して次のことを行うことを勧告する。**

1. **国際開発省の障害枠組みを更新するプロセスを促進する。これには、それが機能する国の障害者の権利を促進するための測定可能な目標と、具体的な公約の採用が含まれる。**
2. **海外開発援助資金を配分する締結国のすべての関連部門が、体系的に自分たちの国際開発と協力を監視し、そこに障害のある人々を組み込むために必要な措置を導入する**
3. **2030アジェンダおよび持続可能な開発目標の国内および国際的な実行を目的とするすべての政策およびプログラムに、障害者の組織が関与する協議プロセスを実施する。**

 国内での実施と監視（第33条）

68. 委員会は、条約第33条(1)に規定されている、締約国全体への条約の導入の調整権限をもつ障害問題局の活動を制限することになる、包括的なメカニズムと十分な資源の欠如を、懸念とともに認識する。

**69. 委員会は、締約国が権限委譲された政府およびその管轄下および/または管理下にある領土のすべてにおける条約の施行を強化するために、十分な財源を備えた、連絡先の適切な調整枠組みを設定することを勧告する。**

70. 委員会は、条約第33条(2)に従って確立された独立した監視枠組みが行う効果的かつ包括的な監視に利用できる資源の不足を懸念している。このため監視プロセスに参加する障害者の組織に提供される支援が制限されている。

**71. 委員会は、締約国が、設立された監視枠組みと障害者団体の両方が、全面的に独立し、十分な予算が提供されることを確保することを勧告する。そのことによって、独立した監視枠組みと委員会の作業へのその参加に関するガイドライン（CRPD/C/1/Rev.1、付録を参照）を考慮に入れ、締約国全体での条約の実施を監視できるようになる。**

 **協力と技術支援（第34条）**

72. 条約第37条に基づき、委員会は、事務局を通じて委員会メンバーに対してなされた問い合わせに対して、締約国に技術的助言を提供することができる。締約国はまた、国または地域に事務所がある国連専門機関からの技術支援を求めることができる。

 IV. フォローアップ

 情報の普及

**73. 委員会は締約国に対し、本総括所見の採択から12ヶ月以内に、条約第35条(2)に従って、パラグラフ45（自立生活及び地域社会へのインクルージョン）、57（労働と雇用）、59（適切な生活水準と社会的保護）に関する委員会の勧告を実施するために取られた措置についての情報を提供するよう要請する。**

**74. 委員会は締約国が障害者団体との緊密な連携と協力のもと、条約の選択議定書第6条に基づいて行われた調査の報告書に委員会が記載した勧告を実施し、フォローアップし、次の定期報告の検討が行われるまで、12か月ごとにその点の進捗状況と成果に関する情報を委員会に提供するよう勧告する。**

**75. 委員会は、締約国が本総括所見に含まれる勧告を実行するよう要請する。また締約国が政府および国会のメンバー、関連省庁、委譲された行政機関、王室の属領、海外領土、地方自治体、障害者の組織、教育、医療、法律の専門家などの関連専門家グループのメンバー、およびメディアに対し、現代の社会的コミュニケーション戦略を用いて検討および行動のために総括所見を送信することを勧告する。**

**76. 委員会は、締約国に対し、定期報告書の作成に市民社会組織、特に障害者の組織を巻き込み、財政的に支援することを強く奨励する。**

**77. 委員会は締約国に対し、本総括所見を、非政府組織および障害者の組織、また障害者自身とその家族員を含め、手話を含む国語および少数民族の言語で、また分かりやすい版を含むアクセシブルな形式で広く普及させ、また人権に関する政府のWebサイトで見られるようにすることを求める。**

 **次期定期報告**

**78. 委員会は締約国に対し、2023年7月8日までに、2番目、3番目、4番目のレポートを合わせて提出すること及び本総括所見で行われた勧告の実施に関する情報をそれらに含めることを要請する。委員会はまた締約国が、上記報告を委員会の簡易報告手続きに従って提出することを検討するよう要請する。その手続きでは、委員会は締約国の報告のために設定された期日の少なくとも1年前に、事前質問事項を作成する。その事前質問事項に対する締約国の回答が締約国の報告とされる。**

**（翻訳：宮澤明音/佐藤久夫）**

1. \* 委員会の18会期（2017年8月14-31日）中に採択された. [↑](#footnote-ref-1)